

一 般 質 問 通 告 書

令和4年8月19日

議 会 議 長 様

議席番号 1 番

議員氏名 岩 崎 直 美

質 問 事 項	質 問 要 旨	指 定 答 弁 者
1. 歯科口腔保健 条例の制定を	口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、国は平成23年に歯科口腔保健推進に関する法律、歯科口腔保健法を施行しました。 埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例制定後、県内市町の条例制定は平成31年2月時点で26市12町となっております。 日本歯科医師連盟の資料で「香川県歯の健康と医療費に関する実態調査」によると、定期的な歯科健診を受けている人ほど年間医科医療費が少ないことが分かりました。口腔の健康と全身の健康は密接に関係しており、歯科医療によってさまざまな疾病のリスクを抑制できることが明らかになっております。 当町においては、それらを鑑み各ライフステージに分けてさまざまな取組と施策を常日頃行っているという認識しております。 歯科口腔保健の推進条例が制定されることにより、町民の生涯にわたる歯、口腔の健康づくりに関する総合的かつ計画的な推進が図られ、町民の皆様の健康増進に更に大きく寄与することが期待されます。 そこで、以下伺います。 (1) 埼玉歯科医師会との連携は。 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響下における令和2年度以降の乳幼児期の歯科健診の状況は。	町長 副町長 教育長 健康支援課長 子育て支援課長 学校教育課長 福祉課長 高齢介護課長

8月19日 午前・午後 1時45分 受理

質 問 事 項	質 問 要 旨	指 定 答 弁 者
	(3) 新型コロナウイルス感染症の影響下における令和2年度以降の小中学校の歯科健診の状況は。 (4) 幼稚園、保育園での歯磨き指導の実施状況は。 (5) う蝕、歯周病等のライフステージに分けた対応は。 (6) 歯科健診の受診が困難な方（障がい者、障がい児、要介護高齢者等）への対応は。 (7) 歯、口腔の健康に関する周知や普及啓発の今後の取組は。 (8) 歯科口腔保健推進条例の制定に関する町の考えは。	